

非課税貯蓄申告書等の様式及び記載要領

非課税貯蓄申告書（非課税貯蓄申込書）

本制度の適用を受けようとするときに提出します。

組合で記入します

非課税貯蓄申告書										年	月	日														
税務署長殿										組 記	合 号	員 番	証 号	記 号	番 号	番 号										
										503		12345														
郵便番号	3	7	1	△	△	△	△	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2						
フリガナ	マエバシシモトソウジャマチ																									
住所	前橋市元総社町335番地の8																									
フリガナ	トネガワ										タロウ										生年	1.平成	2.昭和	3.大正	4.その他	
氏名	利根川										太郎										月	年	月	日	日	日
										4	0	1	0	1	0											

下記の貯蓄につき所得税法第10条第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

区分	貯蓄の受入機関の営業所等		最高限度額
非課税扱いの申告をする貯蓄	所在地	前橋市元総社町335番地の8	150
	名称	群馬県市町村職員共済組合	
既に非課税扱いの申告をしている貯蓄	名称	東西銀行前橋支店	200
	最高限度額の合計額		350
(摘要)			
営業所番号		2-0000604	

種別

証印

預貯金

障害者等の事実

障害者その他

確認書類の名称

貯蓄の受入機関の受理日付印

フリガナを必ず記入してください

組合で記入します

組合で押印します

- (ア) この申告書は、税務署用、共済組合控、本人控の3枚となっていますので、すべてに記入のうえ提出してください。
- (イ) 提出年月日欄は共済組合で記入しますので、貯金者においては、記入しないでください。また、生年月日の該当する年号の番号を○で囲み、その年月日を記入してください。
- (ウ) 個人番号欄には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。
- (エ) 最高限度額は、1万円の整数倍の数字を記入してください。また、最高限度額の合計額は350万円を超えることはできません。
- (オ) 種別、証印、障害者等の事実、確認書類の名称、営業所番号の各欄は組合で記入しますので貯金者においては記入しないでください。
- (カ) 個人番号確認のため、障害者等であることが確認できる公的書類と併せて、次に掲げるいずれかの書類を提出してください。
- 個人番号カードのコピー（個人番号の記載のある面）
 - 在住市町村長から交付された個人番号通知カードのコピー
 - 個人番号記載の住民票の写しのコピー（障害者等であることの確認書類を兼ねる場合は、住民票の写しとして交付された原本。）